

1 本校の教育方針

本校の学校教育目標は「心豊かで自主性のある子」の育成をめざしている。「思いやりのある子」「自ら努力し学び続ける子」「体をきたえがんばる子」をめざす児童像として教育活動を展開している。我々教職員一同はまず学校教育目標を児童、保護者、地域の方々に周知徹底し、全ての児童が安全かつ安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう努力する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築く事ができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- * 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- * 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ等に対応する基本方針

(1) (目的)

いじめ防止等のため対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針を参照し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) (基本理念)

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、教職員は、いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を持たなければならぬ。

(3) (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。いじめを放置してはならない。

(4) (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所（子どもセンター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 具体的な取り組み

(1) 未然防止

①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことを目的に全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・児童会活動（1年を迎える会、体育大会応援団、七夕集会、6年を送る会等）
- ・ペア学級での交流（1・6年、2・4年、3・5年）
- ・人権教育（友だちのいいところ見つけ、誕生日の掲示）

②保護者、地域住民、その他の関係機関と連携を図り、情報交換や啓発活動を行う。

- ・育友会役員会、武庫地区健全育成協議会、地区懇談会

③教師は日常において、わかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情を高める。

- ・指導技術の向上
- ・校内研究の充実

④学期に一度の生活アンケート、年に一度の保護者アンケートにより、児童の現状の理解を図る。また、いじめに該当する、またはいじめに発展する可能性のある事象については、個別に聞き取り調査を行う。

⑤兵庫型教科担任制により、担任以外の教員の児童理解を図ると共に、教員同士による情報の共有を行う。

⑥校外からスクールカウンセラーを月に二回程度来校してもらい、児童、保護者が抱える問題や悩みについて相談する機会を設け、問題、悩みの解決を図る。

(2) 早期発見

①日常において、学校生活全てにおいて、全ての教員が児童の様子を見守るとともに朝の挨拶運動等の丁寧な観察により情報を共有する。

②家庭訪問での保護者との情報交換。

③定期的な教育相談（毎学期1回）時に調査票を作成し実態の把握に努める。

④児童や保護者が相談しやすい体制（スクールカウンセラー）を整備する。

⑤教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する資質向上に必要な研修の実施。

(3) 事案対処

①いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに関係児童に適切な指導を行う。必ず学級担任・学年主任・学年生徒指導・生徒指導担当（いじめ対策チーム）に連絡し、校長に報告する。

②関係児童・周りの児童から綿密な情報収集を行い、事実確認を行う。その時、被害児童の気持ちを考慮し、時間・場所設定に配慮する。

③複数の教職員で第三者からも詳しく事実確認する。教職員間の連携を密に、得られた情報は共有する。

④事実確認終了後、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害側の児童には毅然とした態度で指導する。

⑤取り巻きを含めた傍観者の立場の児童に対しては、加害側と同様であることを指導する。

⑥場合によっては、外部の関係機関と連携を図って解決に当たる。

⑦被害児童・加害児童双方にSCや養護教諭等と連携をとり指導に当たる。

⑧一時的にいじめが解消されても被害児童が安心できるまで指導・見守りを継続する。

未然防止 ⇄ 早期発見 → 事案対処 → 経過観察

教員間で連携

(4) いじめ解消の定義

①いじめに係わる行為が止んでいる。

心理的・物理的ないじめ行為が3ヶ月以上発生していない状態を言う。

②被害児童が、心身の苦痛を感じていない。

被害児童と、その保護者に確認する。

また、被害児童が心身の苦痛を感じていなかったとしても、経過観察は欠かさず行う。これを3ヶ月の間に定期的に行い、被害児童が3ヶ月間苦痛を感じていなければ、いじめ解消とする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

学校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

○具体的対策

①情報等の学習において情報モラル教育を推進する。

②地域・家庭との連携を図る。

③警察（サイバー犯罪課）等関係機関と連携を図る。

(6) いじめ対応チームの設置

いじめ対策委員会

（組織編成）校長・教頭・生徒指導担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・学年主任・SC・SSW

（活動）いじめ事案に対する対応を協議、実践

（取組）・いじめ問題に対する基本方針の確認

- ・教育相談の内容検討及び情報交換
- ・いじめアンケートの実施、教職員研修
- ・本年度の反省と次年度の取組を検討

6 重大事態について

【重大事態の定義】

重大事態とは、「いじめにより、在籍する児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、および「いじめにより、在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義する。

【重大事態への対処】

文部科学省発行の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、適切に対応する。

学校は、いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処をする。

<基本的姿勢>

いじめの事実関係を明らかにし何があったのかを理解した上で対応に当たる。また、いじめを受けた児童と保護者に対して、調査の結果について適切に説明を行う。

<把握する端緒>

文部科学省発行の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいたいじめの重大事態の定義により判断する。事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。

<発生報告>

- ①重大事態が発生した事実を尼崎市教育委員会に速やかに報告する
- ②尼崎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する
- ③上記組織を中心に事実関係を明確にするため速やかに調査を行う
- ④当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する

<調査組織の設置>

調査組織については、本校いじめ対策委員会を中心とする。そのいじめ対策委員会の基に、必要に応じて第三者へ依頼する。

<調査の実施>

被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童、教職員などに対しての聞き取り調査や、アンケート調査により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。